

## 公 示

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定（通信設備）」について  
標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和3年1月19日

国土交通省 関東地方整備局  
京浜河川事務所長  
竹 田 正 彦

### 記

#### 1. 協定の目的

京浜河川事務所が管理する河川管理施設等において、地震、洪水等の異常な自然現象下で災害が発生または発生する恐れがある場合の対応に関し、これに必要な建設機械、資材及び労力等について京浜河川事務所と災害協定会社の双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とします。

#### 2. 協定内容

- (1) 協定書（案） 別冊のとおり
- (2) 協定区間 別紙－1（協定区間模式図）のとおり
- (3) 本協定で想定している応急復旧に関する作業は、通信設備関係の応急復旧等を想定しています。

#### 3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げるいずれかの資格を有している者であること。
  - ① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）令和3・4年度一般競争（指名競争）入札参加資格の定期受付において、令和3年1月15日までに「通信設備工事」の申請を行い受理されている者で、令和3年4月1日に認定がなされる者であること。
  - ② 平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 関東地方整備局管内において、建設業法に基づく本社・本店又は支店・営業所を有すること。
- (5) 京浜河川事務所等が対策訓練又は講習会を開催する場合は参加できること。
- (6) 災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。  
なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、いずれの方式でも良い。  
ただし、当該災害協定を締結する時点においては、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としない。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 4. 協定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

#### 5. 申請書類の提出

申請書類は、受付期間内に下記の提出先へ配達記録の残る方法にて送付してください。締め切り日必着とします。

FAX及び電子メールによるものは受け付けません。

##### (1) 受付期間

令和3年1月19日(火)から令和3年2月15日(月)までの土曜日、日曜日、祝日を除く9時15分から18時00分までとします。

##### (2) 提出先及び問い合わせ先

〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1  
国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 防災情報課  
TEL 045-503-4018(直通)

##### (3) 提出物及び部数

提出物

申請書（通信様式－１）  
 調査票（通信様式－２、３）、調査票の添付書類  
 提出部数 １部 （Ａ４サイズ）  
※書面又はＣＤにて提出のこと。

6. 審査基準

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行います。

評価項目	審査基準	欠格要件
1. 協定に基づく出勤要請を行った場合の技術者出勤の可否 （通信様式－２）	<p>次に掲げるいずれかの者を配置出来ること。（注１）</p> <p>①建設業法第7条2項イ・ロ・ハで定める者            イにあつては電気工学、電気通信工学に限る。            ハにあつては以下に限る。            ・技術士（電気電子部門）            ・技術士（総合技術監理部門（選択科目「電気電子」）            ・第1級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者</p> <p>②平成17年4月1日から令和2年3月31日までに関東地方整備局が発注し、元請けとして完了又は完成し、引渡しが完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事への従事経験を有する技術者を配置できること。            ・「電気通信設備」の保守業務又は点検業務            ・「電気通信設備」の新設工事又は改修工事            ・「電気通信設備」の購入又は製造</p> <p>※保守（又は点検）業務においては、点検結果に対する技術的所見の作成を含む業務であること。</p>	<p>資格等の保有者を確保できない場合</p>

2. 災害協定に基づく出動要請を行った場合の作業員出動の可否 (通信様式-2)	作業員の有無(協力会社含む(注2))	作業員を確保できない場合
3. 工事の施工実績 (通信様式-2)	平成17年4月1日から令和2年3月31日までに元請けとして完了又は完成し、引渡が完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事等への従事経験を有するもの 1) 下記記載のいずれかの設備における保守又は点検業務 2) 下記記載のいずれかの設備における新設又は改修工事 3) 下記記載のいずれかの設備における製造又は購入  ・ 多重無線通信設備 ・ 光ファイバーネットワーク設備(線路敷設の場合は2km以上) ・ テレメータ設備 ・ 自動電話交換設備 ・ CCTV設備	施工実績が無い場合
4. 過去2年間の工事成績 評定点の平均点(注3)	関東地方整備局(港湾空港関係を除く)発注工事の平成30年4月1日から令和2年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点	平均点が60点未満の場合

(注1) 保有資格を証する書面の写しを添付してください。

(注2) 作業員の配備に関して、自社社員であることを証する書面の写し、又は協力会社との協定、又は契約等の写しを添付して下さい。

(注3) 入札参加資格が「通信設備工事」で申請した場合。(「役務の提供等」で申請した場合は対象外)

## 7. 選定結果の通知

提出された申請書類を審査の上、「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定(通信設備)」(以下「災害協定(通信設備)」という。)の選定結果を申請者へ書面にて通知するとともに、京浜河川事務所の掲示板に掲示します。なお、通知は令和3年3月4日(木)を予定しています。

## 8. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できないと通知された申請者は、京浜河川事務所長に対して締

結できない理由について、以下に従い書面（自由様式）により説明を求めることができます。

なお、書面は持参又は配達記録の残る方法にて送付してください。

F A X 及び電子メールによるものは受け付けません。

(1) 提出期限

令和3年3月5日（金）から令和3年3月11日（木）までの9時15分から18時00分までとします。

(2) 提出先

5. (2) の提出先と同じ。

(3) 回答期限及び方法

令和3年3月18日（木）までに書面により回答します。

9. その他

(1) 申請書類作成等に要する費用は、提出者の負担とします。

(2) 申請書類は、京浜河川事務所ホームページの「最新のお知らせ」からダウンロードしてください。

京浜河川事務所ホームページアドレス <http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/>

(3) 提出された申請書、申請書類は、当目的以外には使用しません。

(4) 提出された申請書類は返却しません。

(5) 令和3年度以降の関東地方整備局における「通信設備工事」又は「役務の提供」に係る一般競争（指名競争）入札参加資格の認定を受けられない場合は、以後協定は無効となります。

(6) 本公示文、協定書（案）、協定区間、申請書及び調査票については、当事務所のホームページ及び下記に示す当事務所及び出張所の掲示板にて、閲覧が可能です。

◆ 掲示場所、期間及び時間

【掲示場所】

- ・ 京浜河川事務所 1階掲示板
- ・ 田園調布出張所 （東京都大田区田園調布本町3-1-1）
- ・ 多摩出張所 （東京都稲城市大丸3-1-17-1）
- ・ 多摩川上流出張所 （東京都福生市南田園3-6-4-2）
- ・ 鶴見出張所 （神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央3-1-6-13）
- ・ 新横浜出張所 （神奈川県横浜市港北区小机町2-0-8-1）
- ・ 相模出張所 （神奈川県平塚市中堂2-4-6-2）

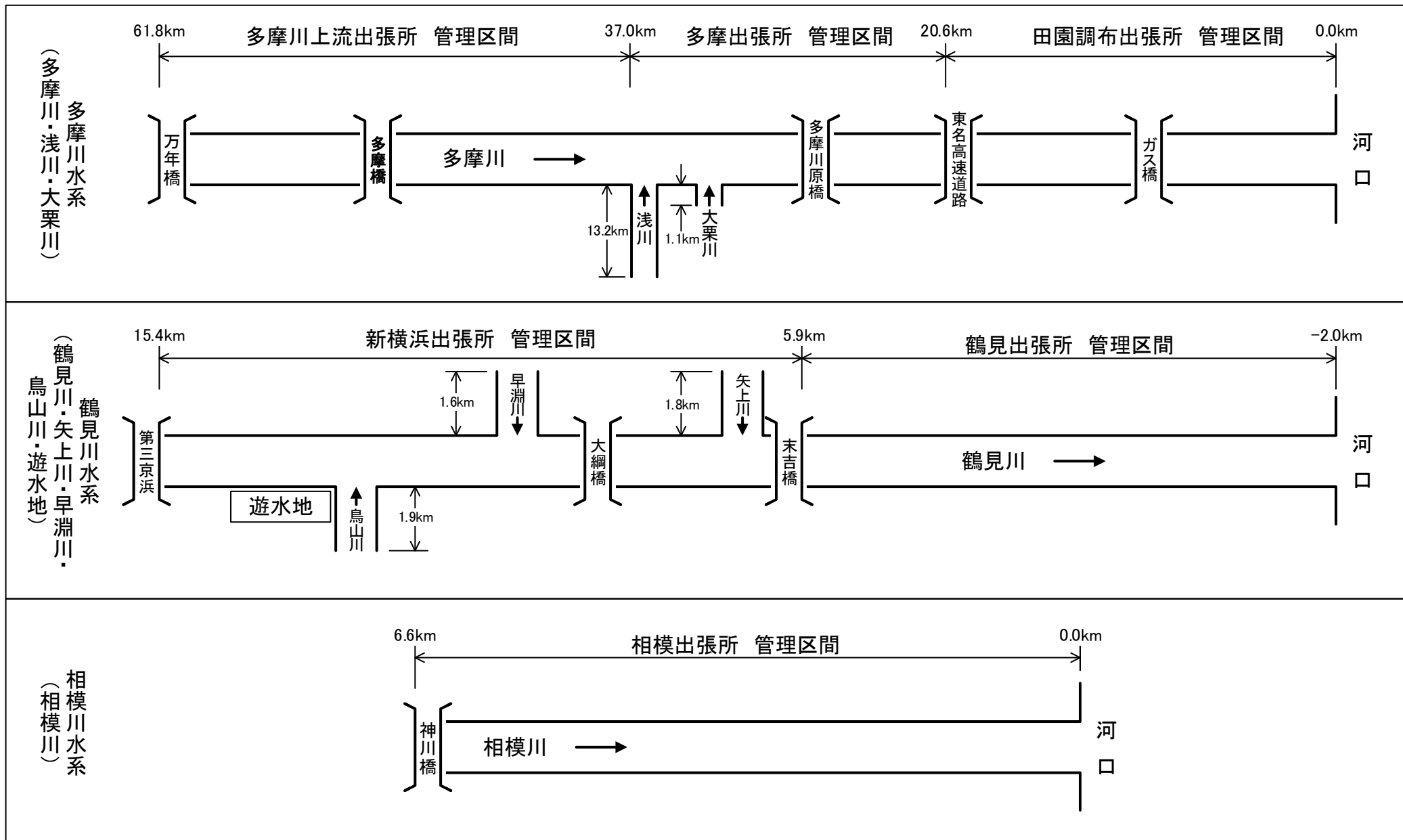
【掲示期間及び時間】

令和3年1月19日（火）～令和3年2月15日（月）

9：30～17：00までの間（土曜日、休祭日は除く）

以 上

# 災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定区間模式図(通信設備)



通信設備-6

※ 京浜河川事務所所管施設で当模式図範囲外にある一部の設備(多重無線設備、光ファイバーネットワーク設備、テレメータ設備、CCTV設備等)も対象とする。

## 協定参加申請書

令和3年 月 日

国土交通省 関東地方整備局  
京浜河川事務所長 宛

住 所：〒〇〇〇－〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇番

代表者：〇〇建設株式会社  
代表取締役社長  
〇 〇 〇 〇 印

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定（通信設備）」に参加したく、申請いたします。

担 当 者：

部 署：

電話番号：

内線

河川災害応急復旧業務に関する調査票（1）

会社名：〇〇建設(株)

令和3年 月 日現在

1. 協定に基づく出勤要請を行った場合の技術者出勤の可否

資格を保有している技術者の数	人
----------------	---

2. 協定に基づく出勤要請を行った場合の作業員出勤の可否

作業員の数	自 社 :	人
	協力会社 :	人

※ 作業員の配備に関して、自社社員であることを証する書面の写し、又は協力会社との協定、又は契約等の写しを添付して下さい。

3. 「保守業務」「点検業務」又は「工事」の施工実績

工事名	工期	発注者名
	～	

※ 施工実績は、最新のものを記載して下さい。

記載した業務又は工事の施工内容がわかるもの（仕様書等）を添付して下さい。



## 河川災害応急復旧業務に関する調査票（2）

### 対応可能な設備調査表

会社名：〇〇建設(株)

番号	設備区分	主な装置名	記入欄（例）	
			対応可	対応不可
1	多重無線設備	多重無線通信装置、FWA無線装置等	○	○
2	光ファイバネットワーク設備	情報コンセント装置、線路監視装置、LANスイッチ等	○	○
3		光ファイバー線路、クロージャ、成端箱等	○	
4	テレメータ設備	テレメータ装置、放流警報装置、雨量計、水位計、パンザマスト、空中線等	○	○
			<b>テレメータ装置と放流警報装置を除く</b>	
5	自動電話交換設備	自動電話交換装置、電話機等	○	○
6	CCTV設備	CCTVカメラ、画像符号化装置、カメラポール等	○	

※ 設備毎に記入欄の該当項目に「○」を記入して下さい。なお、「主な装置名」に記載された全ての装置でなく、一部の装置で結構です。

(案)  
災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書  
(通信設備)

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長 竹田正彦(以下「甲」という。)  
と、〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、  
京浜河川事務所所管施設等の河川災害応急復旧業務(以下「業務」という。)  
の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は京浜河川事務所が管理する河川管理施設等(以下「河川」という。)において、地震、洪水等の異常な自然現象下で災害が発生または発生する恐れがある場合(以下「災害」という。)の対応に関し、これに必要な建設機械、資材及び労力等(以下「建設資機材等」という。)について甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

(協定の適用区分)

第2条 協定が適用される区分は、通信設備関係に関する応急復旧等とする。

(業務の実施区間)

第3条 業務の実施区間は別紙の京浜河川事務所直轄管理区間とする。

(業務の実施体制)

第4条 甲は、当該河川の災害に係わる緊急活動が必要と認められるときには、被害状況に応じて書面または電話などの方法により乙に出動を要請するものとする。

- 2 乙は、要請を受けた場合、直ちに河川の被災状況の把握と報告、並びに甲の指示により活動を実施するものとする。
- 3 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。
- 4 乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保の可否、資機材の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

(業務の指示)

第5条 業務の指示は、甲又は第3条に定める区間を担当する事務所職員等(以下「職員等」という。)が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の完了)

第6条 乙又は第4条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき電話等の方法により直ちに職員等へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第7条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに職員等へ報告するものとする。

(契約の締結)

第8条 甲は、第4条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。なお乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(連絡先の報告、提出)

第9条 乙は、予め災害に備え第4条第2項の業務に際し、甲から連絡する人員を確保し、連絡先を甲へ書面により報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき又は連絡先の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 甲は、甲の災害時の連絡先について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材の提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく災害にかかる緊急活動に関しそれぞれから要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第11条 乙は、甲が特に必要として第3条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(訓練等の参加)

第12条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。

2. 乙は、甲が所有する災害対策用機械の運搬、操作を円滑に行うための研修等を実施する場合は、原則として参加するものとする。

なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(費用の請求)

第13条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第8条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第14条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第8条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(被害の負担)

第15条 業務の実施にともない、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(有効期限)

第16条 この協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(協定の解除)

第17条 甲は、乙が社会的信用を著しく傷つける行為があったとき又は協定を継続できない事情が発生したときには、この協定を解除することが出来るものとする。

2 乙が申請し、甲が認めた場合は協定を解除することができるものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第19条 乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日 建設省厚第91号）に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。

ただし、予め局長の承認を受けた場合はその限りではない。

2 乙が関東地方整備局（港湾空港関係を除く）一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち、通信設備工事又は役務の提供等に登録されていない場合はこの協定を適用しない。

(雑則)

第20条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

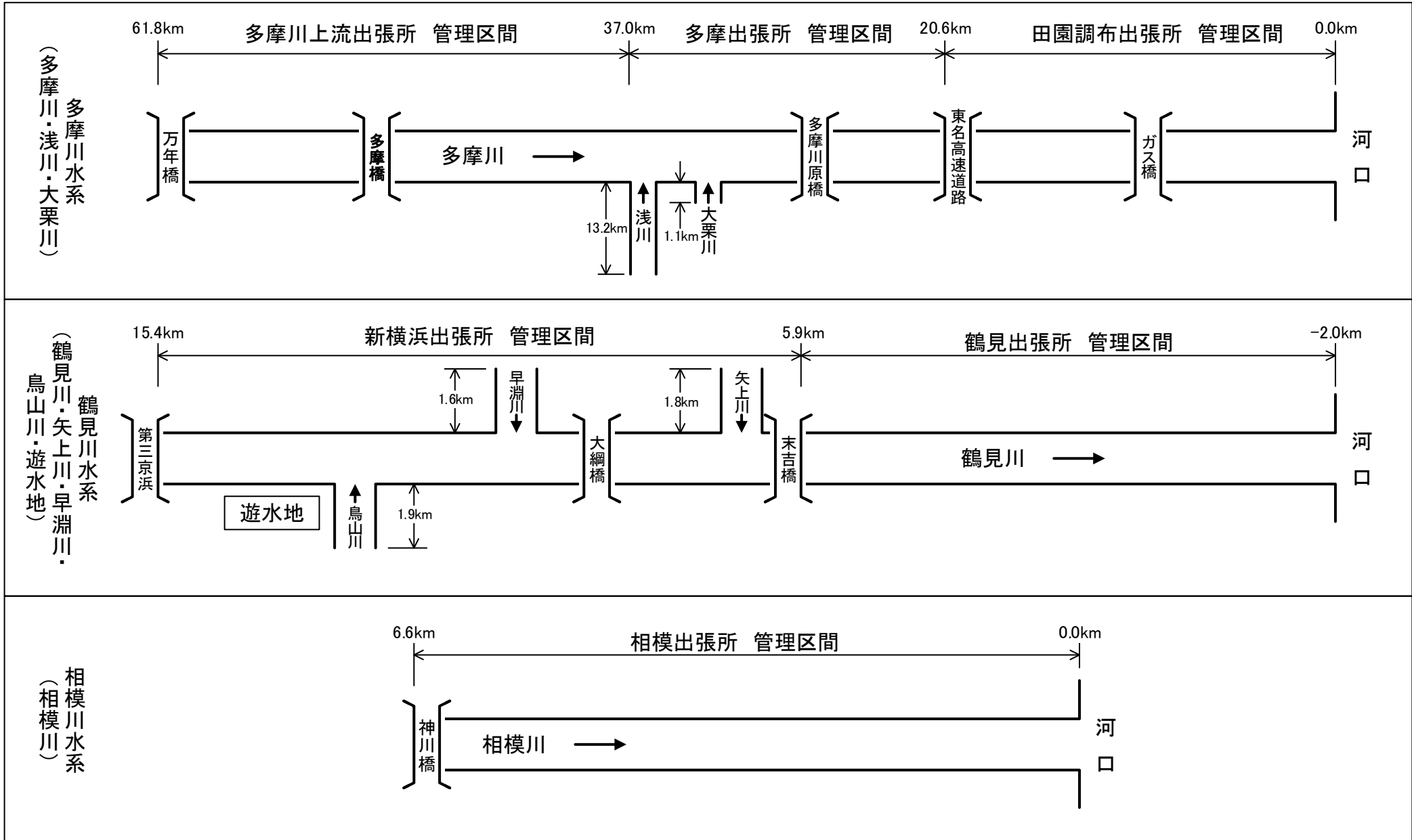
令和3年 月 日

甲 国土交通省関東地方整備局  
京浜河川事務所長 竹田 正彦

乙 ○○○○○○○○○  
代表取締役 ○○○○○○(印)

# 京浜河川事務所直轄管理区間

別紙



通信設備一14

※ 京浜河川事務所所管施設で当模式図範囲外にある一部の設備(多重無線設備、光ファイバーネットワーク設備、テレメータ設備、CCTV設備等)も対象とする。